（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第三条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第五号　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係） ［第一・第二　略］ 第三　無線設備 ［一・一の二　略］ 二　電気的特性の検査 ［表略］ ［注1　略］ 2　船舶地球局（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置に限る。）の検査の項目は、この表の船舶地球局の項の規定にかかわらず、この表の船舶局の項の規定を適用するものとする。 3　［略］ ［三　略］	**別表第五号**　登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係） ［第一・第二　同上］ 第三　無線設備 ［一・一の二　同上］ 二　電気的特性の検査 ［表同上］ ［注1　同上］ ［新設］ 2　［同上］ ［三　同上］
別表第七号　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係） ［第一・第二　略］ 第三　無線設備 ［一・一の二　略］ 二　電気的特性の点検 ［表略］ ［注1・2　略］ 3　船舶地球局（船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置に限る。）の点検の項目は、この表の船舶地球局の項の規定にかかわらず、この表の船舶局の項の規定を適用するものとする。 4　［略］ ［三　略］	**別表第七号**　登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係） ［第一・第二　同上］ 第三　無線設備 ［一・一の二　同上］ 二　電気的特性の点検 ［表同上］ ［注1・2　同上］ ［新設］ 3　［同上］ ［三　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けている船舶局（船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を設置しているものに限る。）にあっては、免許状及び無線局免許手続規則第四条に規定する無線局事項書の通信の相手方の欄に人工衛星局の受信設備が記載されているものとみなす。

○総務省令第五十一号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二百十九号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十五日

総務大臣　野田　聖子